

令和8年度「飛島を舞台とした環境教育事業」に係る 体験型環境教育業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度「飛島を舞台とした環境教育事業」に係る体験型環境教育業務委託について定めたものである。

第1節 一般事項

1 事業の目的

海岸漂着物問題への理解を深め、使い捨て製品の使用抑制やごみのポイ捨ての防止等の実践活動につなげることを目的とし、県内の小学生とその保護者を対象に、飛島の豊かな自然環境に触れながら海岸漂着物問題を学習する体験型環境教育プログラムを実施する。

2 事業の概要

(1) 概要

県内の親子（小学校高学年とその保護者）を対象に、飛島において1泊2日で海岸清掃活動を含めた体験型環境教育を行う。

(2) 実施場所

山形県酒田市飛島で実施する。

(3) 実施回数等

対象学年：小学5年生及び小学6年生

参加定員：各回8組（16名）とする。

最少催行人員：各回1組（2名）とする。

実施回数：5回（予備日2回設定）

(4) 実施時期

令和8年7月から8月まで

(5) 参加者負担金

20,000円／組（2名）

(6) 履行期限

令和8年9月30日（水）

(7) その他

定期船の欠航等により飛島へ行くことができない場合は、予備日で実施する。
なお、予備日も催行不能となった場合は中止とする。

3 事業日程と主な内容

別紙のとおりとし、詳細は発注者と受注者が協議の上決定する。

4 委託業務の範囲

本事業のうち、受注者は本仕様書に基づき、実施計画書（基本計画書及び詳細計画書）・安全管理計画書の作成、体験型環境教育プログラム及び環境教育の実施に伴う参加者等の安全確保に係る業務全般を行う。なお、参加募集、参加申込の受付

業務、集合場所から飛島への移動、食事、宿泊の手配、飛島から解散場所への移動及び旅行期間中の参加者等の安全確保に係る業務全般については、発注者が別途委託する事業者（以下「旅行管理業務受注者」という。）が行う。

| 本業務受注者の主な業務 | 旅行管理業務受注者の主な業務 |
|---|--|
| 1 基本計画書の作成 2 詳細計画書の作成 3 安全管理計画書の作成 4 体験型環境教育プログラムの実施 (1) 海岸漂着物問題の座学 (2) 海岸漂着物に係るワークショップ (3) 海岸清掃体験 (4) アクティビティ | 1 募集チラシ作成及び県内全小学校への発送 2 インターネットを活用した参加申込受付 3 旅行資料作成・送付 4 集合場所から飛島までの交通手段（往復）の手配 5 食事の手配 6 宿泊先の手配 7 旅程管理業務 8 旅行傷害保険等への加入 |

5 法令等の遵守

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

6 疑義の解釈

- (1) 本仕様書は、業務の大要を記載するものであり、本仕様書に記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は、県側の解釈による。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務の内容

1 基本事項

- (1) 受注者は、本業務の主担当者1名、副担当者1名以上を選任すること。当該者については、契約書第3条の規定による従事者の通知に掲載すること。
- (2) 業務の内容、チラシの内容、実施スケジュール、参加者の安全確保、取組み体制等について事前に発注者及び旅行管理業務受注者と打合せを行い、必要な情報の提供及び共有を行うこと。

2 委託内容

- (1) 基本計画書の作成
 - ア 基本計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に対して提出すること。
 - イ 作成に当たっては、発注者及び旅行管理業務受注者と打合せを行うこと。
 - ウ 作成する基本計画書は、基本プログラム及び荒天プログラムを行う活動の内容を示すこと。

エ 留意事項は、以下のとおりとする。

基本計画には、以下のとおり、海岸漂着物に関する座学、海岸漂着物の実物に触れる実習、飛島の魅力を伝えるアクティビティを含むこと。

(ア) 海岸漂着物に関する座学

- a 山形県が、令和3年度及び令和4年度に業務委託により実施した「飛島を舞台とした環境教育事業（オンライン開催）」において環境教育業務で作成したテキスト資料を活用すること。
- b 山形県が、令和2年度及び令和4年度に業務委託により実施した「飛島における海岸漂着物等の実態調査分析業務」及び「飛島海岸における海岸漂着ごみ組成調査業務」の成果を踏まえた内容とすること。
- c 時間：90分から120分程度

(イ) 海岸漂着物の実物に触れる実習

- a 本実習は、海ごみビンゴを活用すること。
(海ごみビンゴ：ビンゴゲームの数字部分を海ごみの絵にしたもの)
- b 各プログラムにおける実施方法は、以下のとおりとする。
 - (a) 基本プログラム
飛島海岸における清掃活動を実施すること。
 - (b) 荒天プログラム
屋内において、海岸漂着物の回収活動を模した体験学習を実施すること。なお、本実習で使用する海岸漂着物については、原則として実際の海岸漂着物とし、受注者が準備すること。
- c 時間：60分から90分程度

(ウ) アクティビティ

海岸漂着物問題について啓発を行いながら飛島の魅力を伝えるアクティビティを以下のとおり実施すること。

- a 基本プログラム
 - (a) 昼プログラム（120分程度）
スノーケリング体験又はイカダ作り体験
 - (b) 夜プログラム（60分程度）
夜光虫観察、星空観察又は磯観察
- b 荒天プログラム
 - (a) 昼プログラム（120分程度）
映画「プラスチックの海」の上映。
 - (b) 夜プログラム
参加者の安全を確保するため、実施しないこと。

(2) 詳細計画書の作成

基本計画に時間、場所及び人員配置等の情報を加えた詳細計画書を作成し、初回の体験型環境教育プログラムを実施する1か月前までに、発注者に提出すること。

(3) 安全管理計画書の作成

別添「事業実施者が行う安全管理に関する仕様書」に基づき、初回の体験型環

境教育プログラムを実施する1か月前までに、安全管理計画書を発注者に提出すること。なお、発注者、旅行管理業務受注者及び受注者のスタッフに対して、安全管理計画書に基づき必要な研修を行い、事故発生時の対応等について確認すること。

(4) 参加者に対して事前配布する資料の作成

ア 規格

(ア) 内容

- a 日程表
- b スタッフ紹介
- c 服装、持ち物
- d 島内地図及び島内散策における注意事項
- e 清掃活動で回収したごみの分別方法
- f 清掃活動における注意事項
- g その他発注者が必要と認める事項

(イ) 数量：40冊（1冊／組）以上

(ウ) サイズ：仕上がりA5サイズ 展開A4サイズ

(エ) ページ：両面8ページ程度

(オ) 色：白黒印刷

イ 資料の内容については、事前に発注者と協議すること。

ウ 資料については、発注者との協議後、速やかに旅行管理業務受注者に送付すること。

(5) 飛島体験活動スタッフの配置

ア 各回とも、飛島に本委託業務を行うための飛島体験活動スタッフを2名配置すること。なお、当該者は海岸漂着物問題に知見を有していることとする。

イ 飛島体験活動スタッフの業務は、以下のとおりである。

(ア) 海岸清掃活動の実施場所の選定*、事前の状況確認及び準備（手続きを含む。）

(イ) 島内事業実施会場の手配及び準備（手続きを含む。）

(ウ) 直前の現場確認を含む最終準備

(カ) 飛島内における参加者の安全管理全般（飛島診療所との連絡調整を含む。）

※ 清掃活動の実施場所を選定する際は、各回の参加者が漂着物の回収作業を十分に体験できるように配慮すること。

(6) 体験型環境教育事業の実施

詳細計画に基づき、事業を実施すること。留意事項は、以下のとおりである。

ア 各回の環境教育の実施には、海岸漂着物問題に知見を有し、研修講師等の経験を有する者を1名以上配置すること。当該者については、契約書第3条に基づく従事者の通知に、経歴書を添付すること。

イ 清掃活動で回収した漂着物の数量を集計し、報告すること。

(7) アンケート調査の実施

参加者に対して海岸漂着物問題への認識等についてアンケート調査を行い、

今後の環境教育に参考となる課題等を抽出すること。アンケートでは、本事業参加前後での参加者の行動・意識の変化についての把握にも努めること。なお、アンケート項目は発注者と受注者が協議して決めること。

(8) 実績報告

実績報告書を、全日程終了後、速やかに発注者に提出すること。

ア 実績報告書

(ア) 各回の以下の項目を報告すること

- a 参加人数
- b 開催状況の写真
- c 清掃活動で回収した漂着物の数量

(イ) アンケート集計結果及び考察

(ウ) その他発注者が必要と認める項目

イ 提出様式等：A4版（2部）及び電磁的記録媒体（1部）

ウ 提出先：山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

(9) その他

ア 受注者は、契約締結後、速やかに積算内訳書を発注者に提出すること。

イ 受注者は、旅行管理業務受注者が作成する参加募集チラシに必要な飛島の風景などの写真素材を可能な範囲で無償提供するなど、チラシの作成に協力すること。

ウ 荒天等により事業が中止となった場合(予備日でも対応できなかった場合)は、減額の変更契約を行うものとする。

エ 業務の実施状況確認のため、県の同行者が各回1～2名参加することから、体験型環境教育プログラムの実施に必要な物品の数量等について、考慮すること。

オ 本事業に係る経費の一部は参加者の自己負担とし、旅行管理業務受託者がこれを収受する。なお、参加者から徴収する負担金(10,000円/名)の内訳は、宿泊費及び昼食費の一部として10,000円、環境教育(アクティビティを含む。)として0円とする。

(別紙)

令和8年度「飛島を舞台とした環境教育事業」実施日程

1 参加者送迎ルートと回数（予定）

| 集合場所及び解散場所 | 経由地 | 到着地 | 回数 |
|------------|-----|-----|----|
| 米沢市 | 山形市 | 酒田港 | 2回 |
| 山形市 | 新庄市 | 酒田港 | 2回 |
| 山形市 | なし | 酒田港 | 1回 |

※応募の状況により、発注者・受注者協議のうえ変更することがある。

2 各回の日程

1日目1便にて酒田港から飛島に移動

2日目2便にて飛島から酒田港に移動

内容は発注者・受注者協議のうえ決定する。

以下に参考例を示す。

1日目午前 開講式

1日目午後 アクティビティ（スノーケリング等）

2日目午前 海岸清掃、海岸漂着物問題の座学及びワークショップ

2日目午後 閉講式・自由行動

3 定期船欠航時の対応

1日目欠航時又は1日目の定期船が出航であっても、2日目の定期船が欠航となる可能性があるとは判断される場合は延期とし、あらかじめ設定した予備日においてプログラムを実施すること。

なお、複数の回で延期が生じた場合は、発注者と受注者の協議により人数等調整する。

事業実施者が行う安全管理に関する仕様書

1（計画の立案）

- 1-1 安全管理計画書を作成し、安全対策を念頭に入れ計画を立案すること。
- 1-2 詳細計画の立案に際しては、必ず事前に現地調査を行い、危険要素の有無を確認し必要に応じ計画を見直すこと。
- 1-3 安全管理計画書及び詳細計画書を発注者に提出し、発注者から修正の指示がある場合はこれに応じること。

2（事前調査計画書及び事前調査結果報告書）

- 2-1 事前に現地調査を行うときは、あらかじめ定めた計画書を発注者に提出し、確認を受けた後に行うこと。
- 2-2 事前調査をした結果は、発注者に提出し確認を得ること。

3（安全管理計画書）

- 3-1 体験活動時の安全対策に係る計画書を作成し、発注者の承認を得たうえで活動を実施すること。
- 3-2 当該計画書には自然による危機への対応、動植物等による危機への対応、参加者の状況の把握方法、用具・装備等の把握方法、食中毒・食品アレルギー対策、救助体制・応急手当の対応、医療機関への搬送、事故時の連絡体制、保険の加入に関する事項等を含むこと。

4（スタッフ）

- 4-1 安全に体験活動を行うために必要な数のスタッフを手配すること。
- 4-2 必要に応じスタッフに対する安全管理教育を実施し、その結果を記録すること。
- 4-3 実施に関わるスタッフそれぞれの役割分担、指示命令系統を明確にすること。

5（安全担当者）

- 5-1 スタッフには、安全に係る担当者を設置すること。安全担当者は、常に事業全体の安全を確認し、スタッフやリーダーに注意を喚起すること。

6（事業の実施）

- 6-1 あらかじめ定めた安全管理計画に基づき事業を実施すること。
- 6-2 活動の現場においては、事前調査の時の状況から変化がないか、設備の安全性、避難経路、危険な生物がないか、などを改めて確認すること。
- 6-3 参加者の健康調査票等を活用しながら参加者の状況を観察し、参加者の体調の変化等を把握すること。
- 6-4 参加者に対し、活動に適した服装を事前に指示するとともに、活動時に適切な服装について指導すること。
- 6-5 移動を安全に行うために必要な設備等に問題がないか確認し、参加者に対し危険な箇所等に近づかないよう注意喚起を行うこと。

7（事故時の措置）

- 7-1 環境教育プログラムの実施中に事故が発生した場合、受注者は、対応方針を決定し対処すること。
- 7-2 周囲の状況と事故者の様子を把握し、応急手当を行った後、速やかに医療機関へ搬送すること。
- 7-3 あらかじめ定めた連絡体制に基づき、発注者を含む関係者へ速やかに状況を連絡すること。また、事故に関する報告書を作成すること。

8（事業に対する評価）

- 8-1 各回の事業終了後、チェックシートを使用したスタッフミーティングを行い、安全面を含めた事業評価を行うこと。